

(2) 資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																
<p>なにわ北府税事務所</p>	<p>1 固定資産計上の基本方針として、既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しないこととされている。</p> <p>2 平成24年度に実施された同事務所のトイレ等の改修工事について、請求書及び内訳明細書を閲覧した。請求額1,554,000円(税込)には以下の撤去関連費用が含まれていた。</p> <table border="1" data-bbox="617 695 1427 1020"> <tr> <td>(1) 既設洋便器撤去に関する撤去工事費用</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 土間撤去に関する撤去工事費用</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 間仕切り撤去に関する撤去工事費用</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) 撤去材処分費用</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>(5) (1)～(4)に関する共通仮設費</td> <td>6,138円</td> </tr> <tr> <td>(6) (1)～(4)に関する諸経費</td> <td>25,269円</td> </tr> <tr> <td>(7) 上記に関する消費税</td> <td>7,570円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>158,977円</td> </tr> </table> <p>3 本工事については、撤去関連費用のうち、(1)既設洋便器撤去に関する撤去工事費用15,000円、これに関する諸経費3,000円及び消費税900円の合計18,900円を請求額1,554,000円から除いた1,535,100円で資産計上されていた。しかしながら、本来は撤去関連費用を全て控除し、1,395,023円で資産計上すべきであった。</p> <p>4 その要因について、事情聴取したところ、以下のとおりであった。</p> <p>公有財産システムへの登録に当たって、当該工事に係る資産計上額を検討するため、総務課の登録担当者と決裁担当者(総務課長)で「公有財産台帳等処理要領」及び「公有財産台帳等管理システムに係るFAQ」を基に内容を検討した。</p> <p>その結果、資産計上されている既存資産(洋便器)の撤去工事費用については、費用処理すべきであると判断し、費用処理を行った。しかし、その他の撤去費用については、資産価値を高める工事を実施するために必要な経費であると独自で判断し、資産として計上した。</p>	(1) 既設洋便器撤去に関する撤去工事費用	15,000円	(2) 土間撤去に関する撤去工事費用	60,000円	(3) 間仕切り撤去に関する撤去工事費用	10,000円	(4) 撤去材処分費用	35,000円	(5) (1)～(4)に関する共通仮設費	6,138円	(6) (1)～(4)に関する諸経費	25,269円	(7) 上記に関する消費税	7,570円	合計	158,977円	<p>本件の撤去工事に係る費用は、「固定資産計上の基本方針」に照らして、資産計上すべきものではない。</p> <p>会計処理の判断が難しい事項については、会計局や財産活用課等の関係機関の指導を受けられたい。</p> <p>【公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 【固定資産計上の基本方針】 4. 既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しない。</p>	<p>(撤去関連費用について)</p> <p>監査実施当日の指摘を踏まえ、直ちに財産活用課や会計局等の関係機関の指導を受け、撤去関連費用の全てを資産から控除することとし、財務会計システムの修正登録及び公有財産システムの異動登録を完了した。</p> <p>今後は、会計処理の判断が難しい事項については、関係機関の指導を受け、適正な資産管理に努めていく。</p>
(1) 既設洋便器撤去に関する撤去工事費用	15,000円																		
(2) 土間撤去に関する撤去工事費用	60,000円																		
(3) 間仕切り撤去に関する撤去工事費用	10,000円																		
(4) 撤去材処分費用	35,000円																		
(5) (1)～(4)に関する共通仮設費	6,138円																		
(6) (1)～(4)に関する諸経費	25,269円																		
(7) 上記に関する消費税	7,570円																		
合計	158,977円																		

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
池田子ども家庭センター	<p>大阪府公有財産台帳等処理要領によれば、取得後に当該資産の価値を高めるための支出は資産として計上することとされている。</p> <p>しかしながら、平成24年度にセンター2階トイレの全面改修工事を行い、2,490千円を支出しているが、すべて資産ではなく費用として処理している。当工事は、オムツ交換台の設置や子ども用トイレへの変更、障がい者対応等を含め、全体として明らかに資産価値を高めるものであるが、公有財産台帳への登載を行っておらず、結果として財務諸表上、固定資産への計上が漏れている。</p> <p>これは、担当者及び決裁者が固定資産計上基準を定めた大阪府公有財産台帳等処理要領の規定を十分に理解していなかったことに起因している。</p>	<p>固定資産保有の実態を公有財産台帳において適切に表すため、当工事の支出を資産計上するよう速やかに是正されたい。</p> <p>また、支出に関する資産と費用の区分誤りを防止するため、担当者及び決裁者が固定資産計上基準を正しく理解した上で、支出の度に、その支出が資産と費用のいずれに該当するかを固定資産計上基準に照らして十分に検討し、その判断根拠を添付して決裁を行うよう改められたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 〔固定資産計上の基本方針2〕 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。 〔主な建物内設備〕（要約） 衛生設備…バリアフリー化（トイレ洋式化・自動洗浄化）は改良とし、資産計上する。 （注1） 同一工事として、新設（資産計上するもの）と補修（資産計上しないもの）が一括発注されている場合、資産に計上する支出と、資産に計上しない支出に仕分することを基本とするが、仕分が実務上困難な場合は全てを資産として計上することも可能。</p> </div>	<p>平成24年度のセンター2階トイレの全面改修工事については、障がい者対応等を含め、全体として資産価値を高めるものであるため、固定資産として、公有財産台帳に登載（異動年月日 平成24年11月11日、登録年月日 平成26年1月31日付け）した。</p> <p>今後は、会計局や財産活用課等の関係機関の指導を受けながら、大阪府公有財産台帳等処理要領の規定に則って、適正な事務処理に努める。</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容																
安威川ダム建設事務所	<p>大阪府公有財産台帳等処理要領によれば、工作物等の財産に係る委託料は固定資産計上基準表（以下「基準表」という）に基づき、支出内訳の内容により資産又は費用に区分して処理することとされている。安威川ダム建設事務所が委託した岩盤評価検討委託に関する支出（15,382千円）は調査業務に該当するため、基準表によれば本来は費用とすべきところ誤って資産として処理されており、その結果、大阪府新公会計制度上の資産残高が過大計上となっている。</p> <p>委託担当部署が設計書（積算金額）を決定する決裁手続において、資産又は費用の区分を明記することになっているが、本件は、資産又は費用の区分の根拠となる書類の添付がない状態で誤った決裁が行われていた。</p> <p>また、契約担当部署が支出命令時に資産又は費用に関する仕訳を財務会計システムに入力することになっているが、契約事務担当者は、委託契約担当部署の情報に基づき誤った仕訳を行った。</p>	<p>公有財産台帳において保有資産の実態を適切に表すため、当該調査業務の資産としての登載について速やかに是正されたい。</p> <p>また、支出に関する資産と費用の区分誤りを防止するため、次のような仕組みを構築されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託担当部署においては、基準表に基づき、適切な資産又は費用の区分がされるよう周知徹底するとともに、設計書の決裁時においては、当該判断結果を添付した上で決裁を行うこと。 契約担当部署においては、委託担当部署の判断に誤りがないか、支出命令決裁時にチェックすること。 <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表（要約）</p> <table border="1" data-bbox="1169 1024 2160 1507"> <thead> <tr> <th>財産種別</th> <th>科目</th> <th>主な支出内訳</th> <th>資産 費用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工作物</td> <td rowspan="5">委託料</td> <td>測量費（工作物の新設・築造工事に関する詳細設計・実施設計に基づき行う</td> <td>資産</td> </tr> <tr> <td>測量費（上記以外）</td> <td>費用</td> </tr> <tr> <td>調査費（実施設計・詳細設計に直接影響する土質調査・地質調査等）</td> <td>費用※</td> </tr> <tr> <td>調査費（上記以外）</td> <td>費用</td> </tr> <tr> <td>実施設計費・詳細設計費・工事監理費（工作物の取得又は新設・築造工事に関するもの）</td> <td>資産</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 詳細設計等との金額の仕訳が困難な場合は資産計上可能</p>	財産種別	科目	主な支出内訳	資産 費用区分	工作物	委託料	測量費（工作物の新設・築造工事に関する詳細設計・実施設計に基づき行う	資産	測量費（上記以外）	費用	調査費（実施設計・詳細設計に直接影響する土質調査・地質調査等）	費用※	調査費（上記以外）	費用	実施設計費・詳細設計費・工事監理費（工作物の取得又は新設・築造工事に関するもの）	資産	<p>当該調査業務については、資産から費用に修正を行った。</p> <p>また、委託担当部署には、基準表に基づき適切な資産又は費用の区分を行うとともに、設計書の決裁時に当該判断結果を添付するよう所内で周知徹底した。</p> <p>なお、契約担当部署では、支出命令決裁時において、当該判断結果等を確認し、委託担当部署の判断に誤りがないかチェックを行う。</p>
財産種別	科目	主な支出内訳	資産 費用区分																
工作物	委託料	測量費（工作物の新設・築造工事に関する詳細設計・実施設計に基づき行う	資産																
		測量費（上記以外）	費用																
		調査費（実施設計・詳細設計に直接影響する土質調査・地質調査等）	費用※																
		調査費（上記以外）	費用																
		実施設計費・詳細設計費・工事監理費（工作物の取得又は新設・築造工事に関するもの）	資産																

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
島本高等学校	<p>大阪府公有財産台帳等処理要領によれば、取得後に当該資産の価値を高めるための支出は資産として計上することとされている。また、建物の増改築等による資産価値の増加など、公有財産の異動等があった場合は、公有財産台帳管理システム（以下「システム」という。）へ登録しなければならない。</p> <p>しかしながら、平成24年度に同校管理棟2階女子トイレ改修工事を行い、1,827千円を支出しているが、すべて資産ではなく費用として処理されている。当工事は、障がいのある生徒のための洋風便器及び自動閉鎖装置（引戸）等を取り付けたブースを設置したもので、全体として明らかに資産価値を高めるものであるが、システムへの登録を行っておらず、結果として大阪府新公会計制度上、固定資産への計上が漏れている。</p> <p>本件の要因・理由等に関して、事情聴取したところ、以下のとおりであった。</p> <p>○担当者（起案者） 本件のルールについて、存在することは知っていたが、理解が不十分であったため、建物全体から見ると軽微な改良と考え、システムへの登録を行わなかった。 ルールについては、ウェブページで見ることができるが、参照しにくく、また、当該内容についての研修等を受ける機会もなかったため、十分理解せず事務処理を誤った。</p> <p>○関係者（起案が回議される者）、決裁者 ルールを十分に知らなかったため、本件についてはシステム登録の対象外だと考えた。</p>	<p>固定資産保有の実態を公有財産台帳において適切に表すため、当工事の支出を資産計上するよう速やかに是正されたい。</p> <p>本件は、公有財産の管理に関する理解が不足し、適正な事務処理が行われず、チェック機能も働いていなかったものである。このため、担当者のみならず、関係者・決裁者も含めて公有財産管理事務のルールについて理解の徹底を図り、チェック体制を強化されたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録） 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）</p> <p>別表4 固定資産計上基準表 〔固定資産計上の基本方針2〕 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。</p> <p>〔主な建物内設備〕（要約） 衛生設備…バリアフリー化（トイレ洋式化・自動洗浄化）は改良とし、資産計上する。</p> <p>（注1） 同一工事として、新設（資産計上するもの）と補修（資産計上しないもの）が一括発注されている場合、資産に計上する支出と、資産に計上しない支出に仕分することを基本とするが、仕分が実務上困難な場合は全てを資産として計上することも可能。</p>	<p>平成25年12月12日財産活用課担当と協議の結果、建物価格の増分（撤去に要した費用等を除く）を模様替え（建物内設備価格の増）として登録し、平成26年1月24日会計局新公会計制度グループ担当と協議の結果、過年度分として精算処理を行った。</p> <p>今後、関係者・決裁者も含め、公有財産の管理に関する理解の徹底を図るとともに、チェック体制の強化に努めていく。</p>